

勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail web@oh-kinmui.jp
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

勤務医フォーラム

開業(継承)についてのご相談、各種共済制度のお申し込みや、ご意見などぜひお寄せください。

<http://oh-kinmui.jp/>

勤務医の“名ばかり管理職”の実態調査を予定

第4回保団連勤務医委員会の報告より

勤務医部長 鶴田 一郎



11月3日、大阪府保険医協会会館2階会議室で全国保険医団体連合会(保団連)第4回勤務医委員会が開催され出席しました。このなかで大阪府保険医協会(以下大阪協会と略す)は2012年度の活動方針について報告をしました。すなわち1. 共済制度の充実(①死亡・入院・手術・退

院後の通院までを保障する新グループ保険、②医賠責保険、③新規開業・教育・住宅資金等の融資制度、④保険医年金そして⑤休業補償制度ではその早期復活を求めています。2. 新規開業支援対策(保険医共同組合と連携した継承事業等も含む) 3. 勤務医のトラブル対策(勤務医に役立

つトラブル対策の第4弾の開催等) 4. 研究会の開催(熊本協会が開催した臨床白熱教室と称した総合診療の学習で、「NHKテレビで放映のドクターG」との討論様のもも検討したい)等を報告しました。その他、医療事故調査委員会の実施に向けての日本医師

会提案の「制度検討を協議する専門家委員会」への参加を求める要望書を東京都保険医協会が日本医師会に手渡ししました。これについては大阪協会でも本年7月10日に「院内事故調査委員会、医療報道そして医療司法のあり方を問う」として佐藤一樹氏の講演をお願いしたこともあり、日本医師会の今後の出方に注目したい。また、勤務医に役立つトラブル対策の第4弾として医事紛争解決ファイルと称して弁護士の講演を2012年1月28日(土)に開催する予定です。さらに、勤務医の「名ばかり管理職」の実情調査(部長、医長等の役職についても人事権もなく学会参加も自

費、残業代も付かず、一般勤務医のときのほうが給与が良かった等の有無の調査)を行いたいと思っています。その他、勤務医の交代勤務制度・主治医制の問題や医学生を対象とした企画も考えていきたいと思っています。大阪協会内では組織部はもちろん、病院部・女性医師の会とも連携して勤務医部の考えをよく理解していただくように努めたいと思っています。以上、微力ではありますが少しでも国民医療の向上・勤務医の生活安定等に役立つよう運動してまいりますので会員の皆様にはご協力を、わけてもお友達等に入会を勧めていただくようお願いいたします。



最近の口腔外科の知識やトピックスなど

小松病院 歯科口腔外科 田村 仁孝

口腔ケアとは口腔のもっている発音、呼吸、咀嚼、嚥下、唾液分泌能の回復等をサポートする広義の意味と、主に口腔衛生の維持、向上を中心とする口腔清掃の狭義の意味がある。近年の要介護者、要支援者の急激な増加で、口腔に関わる機能障害により、QOLの維持に支障をきたしているケースが増加している。たとえば、嚥下運動のタイミングのずれが原因で誤嚥をひきおこし、一方では、高齢者の死因で上位に位置する誤嚥性肺炎を口腔ケアで予防できる可能性¹⁾が示唆され、機能面からみた口腔ケアの重要性がより認識されている。大脳皮質における機能局在を示すペンフィールドの大脳の運動野にあるように、口腔と咀嚼に関する領域の運動野に占める割合は大きく、よく噛むことが脳の活性化につながると考えられている。以上のことから、本院では、平成23年1月より、病棟に専属歯科衛生士を配属し、広義の意味での口腔ケアを行うことにより、入院中の患者の質の向上を目指している。

また平成15年7月より、いびき、無呼吸、昼間の眠気などを主訴としたいびき外来の診察を行っている。睡眠関連疾患の中でも患者数が多く、日常的に遭遇する疾患は睡眠呼吸障害と不眠である。そのうち睡眠時無呼吸症候群の患者数が本邦にも200万以上の患者が潜在している。治療方法として、睡眠呼吸器外来によるCPAP療法、歯科による口腔内装置(マウスピース)療法、耳鼻咽喉科による外科手術、栄養士による減量指導などがある。本科では、残存歯が少ない状況でも、診断後にマウスピースの適応のある場合、十分な口腔内の状況を検討し作製している。平成22年6月には、日本睡眠学会より睡眠医療認定医療機関として認定された。現在、同認定医療機関は平成23年8月現在、全国で83機関しかなく、適切な診断、治療を行うことにより、地域医療の中核施設として機能すべきであると考えている。最後に本科は、厚生省歯科医師臨床研修指定機関、日本歯科麻酔学会準研修機

関である。口腔外科(口腔癌~智歯の抜歯)、全身麻酔下での障害者歯科、他科疾患の有病者歯科治療を中心とした二次歯科医療機関である。日本歯科麻酔学会認定医、専門医、日本障害者歯科学会認定医、日本睡眠学会認定歯科医が常勤医として勤務し、怖くて歯科治療が困難な患者、嘔吐反射(絞扼反射)の強い患者に、静脈内鎮静法を用いた治療が可能な全国でも数少ない病院歯科である。

1) 米山武義ら：要介護高齢者に対する口腔衛生の誤嚥性肺炎予防効果に関する研究。日歯医学会誌。20:58-68.2001.



医事紛争解決ファイル

勤務医に関わる医事紛争事例をもとに 個々の事例の背景と善後を探る

弁護士 金田 朗 (かなた あきら) 氏

2012年1月28日(土) 午後3時~5時 大阪府保険医協会5階 第5会議室

参加ご希望の方は下記もしくはFAX(右記)までご連絡ください(参加費無料) FAX 06-6568-2389 (田川・吉見)

大阪府保険医協会勤務医部ではこれまで「勤務医に役立つトラブル対策」として患者さんをめぐるいろいろなトラブル事例をもとに講演会を開催し、毎回たくさんの方の参加をいただきました。

今回は過去の解決した医事紛争をもとに、勤務医の先生方が今後の診療に役立つよう弁護士の金田朗氏に講演をお願いいたしました。ぜひお越しください。

勤務医にも必要な 保険診療の知識

一般病棟の「180日超」患者の取り扱い

前回の続編として、『180日超』患者について、見ていくことにします。

『90日超一特定患者』の場合は、自院または自院と特別の関係にある医療機関の「一般病棟入院基本料等を算定する病棟に入院している患者」の入院期間を“通算する”規定でした。これに対し、『180日超』に関しては、同一の傷病で一般病棟等に入院している期間を、自院、他院を問わず“通算”することになります。

通算される「一般病棟等」は、①一般病棟入院基本料、②特定機能病院（一般病棟）入院基本料、③専門病院入院基本料一を算定する病棟が対象となります。自院、他院を問わず、これらの病棟に入院した場合は入院期間を通算し、最初に入院して181日目からは「保険外併用療養費（選定療養）」の対象になり、入院基本料の85%しか給付されないこととなります。

「180日超」患者の入院基本料

上記の方法に照らして「180日」を超えた入院患者の入院料の取り扱いについてみていきます。

180日を超えて入院すると、181日目から「保険外併用療養費」の『選定療養』となります。すなわち、入院基本料の15%を減額した、残りの85%が『選定療養費』として保険給付をされることとなります。この場合の減額されるのは「入院基本料」であり、初期加算や入院基本料等加算は減額の対象になりません。

減額した15%については、患者から徴収することが認められます。ただし、その場合、①差額料金や提供される内容等を院内の見やすいところに掲示するとともに、②患者に対し説明をし、患者が理解した上で同意を得る必要があります。また、③近畿厚生局長に対し、毎年7月1日現在に状況を報告する必要があります。

退院に備えての「試験外泊」など、まれに外泊を認める患者があります。180日超患者の外泊中の入院基本料は、“入院基本料の15%を算定する”規定になっているため、180日超患者の場合の外泊日に係る入院料は診療報酬上は算定しないこととなります。

180日超入院の対象外患者

90日超の『特定患者』と同じように、難病患者等入院診療加算を算定する患者や悪性新生物に対する腫瘍用薬を投与している状態など『厚生労働大臣の定める状態』にある患者については、一般病棟等通算対象病棟で、通算して180日を超えて入院しても、入院基本料の15%を減額しないで100%保険給付されることとなります。（特定患者の場合の除外対象患者の状態と微妙に異なるので、注意が必要です）

また、“急性増悪”で、通算対象病棟または介護療養病棟等から一般病棟に転棟させて場合、転棟した日から30日間は選定療養の対象外となり、入院基本料の100%が保険給付されることとなります。

「180日」通算の方法

入院期間の通算について、いくつかのポイントがあります。

基本は、同じ保険医療機関に継続して入院している場合はもちろん、『同一傷病』での他院からの転院または自院・他院を問わず退院後再入院でも入院期間を通算することとなります。

ただし、次のような場合は通算しなくても良いこととなります。

①「寛解」または「治癒」の状態での退院した後、再入院の場合は通算しなくても良いこととなります。

②先に退院した傷病と異なる傷病で再入院した場合も、通算しなくてもよいこととなります。

③退院後、3ヶ月以上にわたって自院または他院入院しなかった場合。

④3ヶ月以上、自院または他院の介護療養病床など介護施設に入院していた場合。

①～④の場合は、先の入院起算日をリセットし、再入院をした日を新たに起算日として180日の通算をしていきます。例えば、高血圧が重症化し、4月1日から通算対象病棟に入院・加療し、寛解して5月31日に退院。外来通院で療養していたが、10月1日高血圧が増悪したため

再入院した場合、3ヶ月以上の「入院しない期間」があるため10月1日が新たな180日通算起算日となります。

次の場合は、入院起算日のリセットではなく180日の通算を停止することになります。

⑤自院または他院への入院していない期間が3ヶ月以内の場合。

⑥3ヶ月以内の期間、介護施設に入院していた場合。

⑦3ヶ月以下・以上にかかわらず、通算対象とならない入院料を算定している病棟に入院している期間。

⑤～⑦の場合、最初に入院した日を起算日として、⑤～⑦の期間を飛ばして再入院をした日から通算していきます。例えば、9月1日から9月30日までの30日間通算対象病棟に入院、10月1日から10月10日まで療養病床に転棟、その後病状が増悪したため再び10月11日から通算対象病棟に転棟した場合、10月11日は31日目となります。

入院期間の確認

紹介したように、全年齢患者について自院、他院を問わず、一般病棟等通算対象病棟に通算して180日を超えて入院した場合が対象となります。

保険医療機関は入院に際して、過去3ヶ月の入院の有無や入院の理由、選定療養に該当するかなどを確認すること、とされており「入院期間の確認」を怠ると入院基本料が算定できないことになっています。したがって、他院での入院履歴が必要になってきます。このため、退院に際して『退院証明書』の発行が求められます。これにより、今回入院が退院から3ヶ月を超えているのか、入院すべき病名が同じなのかなどを確認することができます。退院証明書の発行は、「義務」ではありませんが、入院期間の確認が「入院基本料算定」基本要件の一つとして挙げられているため、入院医療機関相互に関連していることから、全て患者の退院に際しては発行したいものです。

(事務局参与・上田 浩治)

伝 message 言 board 板

求人・病院・診療所

▶求 内科および整形外科常勤医・非常勤医/専門、年齢不問/勤務内容等面談にて優遇/東大阪市内病院（一般・療養）/問合せ・070-5665-8013(明石)

▶求 精神科非常勤医招聘/J R 阪和線「和泉府中」駅近く/週数回、場合によれば週1回でも可。委細面談/問合せ・080-1436-2550(管理医師・中畑まで)

▶求 内科常勤医 (週4日勤務可)/地下鉄谷町線「太子橋今市」駅西/徒歩5分/大阪市旭区大宮5-4-24/藤立病院/委細面談/問合せ・06-6955-1100 (事務長)

▶求 内科常勤医 (在宅及び外来) 週4日勤務可/近鉄奈良線「瓢箪山」駅/徒歩3分/東大阪市神田町3-12/翔聖クリニック/委細面談/問合せ・072-982-6471 (立川)

テナント物件・貸 医 院・継 承

▶テナント物件/J R「玉造」駅より徒歩すぐ/34.58坪/駅前ビル4階/耳・泌・皮・心内を希望/問合せ・06-6681-1665 (株吉總・三木)

▶テナント物件/近鉄南大阪線「藤井寺」駅7分/207坪/胃腸科肛門科/有床19開設中/賃貸または売却相談/介護施設・産科・小児科等最適/072-

937-2029 (加藤)

▶テナント物件/J R 学研都市線「津田」駅/徒歩5分/国道307号線沿/新築医療ビル/1階・47坪/3階・44坪/内・歯科以外/問合せ・072-824-3734 (高橋)

▶テナント物件/近鉄「長瀬」駅/徒歩1分/37坪/問合せ・090-9693-6695(佐多)/地域医療に貢献していたきたく面談の上お貸しいたします。

▶テナント物件/J R・地下鉄「大正」駅より徒歩1分/約52坪(分割可)駅前ビル2階/眼・整形外・皮フ・耳鼻咽喉科以外希望/問合せ・06-6551-8175 (アダチ眼科・郡)

▶テナント物件/地下鉄谷町線「関目高殿」駅直上/関目5の交差点横/視認性抜群/募集科目 (内・整・皮・眼・児)/12月よりオープン/同時高専賃60戸/残1箇所1F24坪/問合せ・090-5134-6553 (奥田)

▶テナント物件/浪速区難波中3-14-8/浪速区役所真正面/地下鉄「難波」駅/2階・3階/各35坪/1階心療内科開業中/問合せ・06-6536-8604 (八重垣)

▶テナント物件/枚方市都丘バス停スグ/2階(40坪)・3階(22坪)/眼・心内・小児科等適/現整・耳・婦等盛業中/問合せ・072-847-0596 (中塚)

▶貸 医 院/地下鉄今里筋線「だいどう豊里」下車2分/鉄筋3階建1階部分/43坪/即開業可能/介護関係オフィス可/問合せ・06-6329-1141(田村)

▶貸 医 院 (継承可) 貸室/近鉄「荒本」駅/徒歩3分/5階建1階179㎡、2階102㎡、45㎡ (併合も可) の3件/職員住宅有/近調剤薬局有/内児眼耳鼻泌精外整美外適/塔屋電飾看板可/駐車場有/託児所・介護関係オフィス可/新規開業応援、医師限休診時賃料1/2減額/問合せ・06-6789-8172